

## 第2回 今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会 議事録

### 1 開会

○事務局 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから第2回今後の最終処分場の在り方検討懇話会を開催します。開会にあたりまして宮城県環境生活部長の後藤からご挨拶申し上げます。

### 2 あいさつ

○後藤部長 皆様おはようございます。宮城県環境生活部長の後藤でございます。本日、ご多用のところ第2回今後の最終処分場の在り方検討懇話会にご出席頂きまして誠に有難うございます。また、本県におけます環境衛生行政の推進につきまして日頃より格別のご尽力、ご協力を賜りまして厚く感謝を申し上げます。

さて、本懇話会につきましては11月30日に第1回目を開催させて頂きまして今後の産業廃棄物最終処分場の在り方について県の基本方針を策定するにあたって、様々なご意見を頂きました。我々の方からは、懇話会の検討スケジュール、クリーンプラザみやぎの概要、それから県内の産業廃棄物の現状について説明を行いまして、多様なご意見を頂いたところでございます。クリーンプラザみやぎの現状や本懇話会の設置につきましては、お手元に記事のコピーをお出ししておりますが、年明けの新聞紙面に取り上げられるなど少なからず関心が寄せられているところでございます。

本日はまず、前回頂きましたご質問についてご回答申し上げた後、県内処分場の残余容量、残余年数の考え方、それから県内産業廃棄物の排出量、最終処分量の将来推計、公共関与による処分場に関する市町村及び事業者等へのアンケート調査結果についてもご説明をさせて頂きたいと考えております。それらの内容を踏まえた上で新たな処分場を公共関与で整備する必要性などにつきまして皆様のご意見をまた改めて頂きたいと考えてございます。

それでは限られた時間ではございますけれども、忌憚のないご意見やご助言を頂きたいと考えておりますのでどうぞ宜しくお願い申し上げます。

○事務局 (委員等出席者の確認及び紹介、配布資料の確認)

### 3 議事

○座長 それでは早速ではございますが、お忙しい中お集まり頂きましたので、議事を進めさせて頂きたいと思っております。委員の皆様にはご協力のほど宜しくお願い致します。

本日の議事は、三つとなっておりますが、まず議事(1)の前回の懇話会における質問の回答について事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、第1回懇話会において提示された質問に回答させていただきます。お手持ちの資料1の1ページをご覧ください。初めに、佐藤委員からご質問のあったクリーンプラザみやぎにおける公共事業への関与度についてご説明いたします。1(1)に記載がありますように、環境事業公社が保有しているデータだけでは解析が困難であったことから、1(2)のようにマニフェスト情報に基づく解析を試みました。1ページ中段のマニフェストの流れ

と各種の県への報告事項の関係を示したフロー図をご覧ください。元請け事業者がマニフェスト交付者となりますが、マニフェストには発注者に関する情報を記載する項目がないことから、発注者にたどり着くことができず、マニフェストから公共事業への関与に関する情報を得ることはできませんでした。また、環境事業公社から宮城県へ年1回報告される廃棄物処理実績報告におきましても、発注者情報は記載されておらず公共事業の関与に関する情報は得られませんでした。次に（3）建設リサイクル法に基づく通知件数からの推計を試みました。フロー図左の網掛けの公共機関からの宮城県への矢印は、建設リサイクル法に基づく通知の流れを示しており、建設リサイクル法では、1ページの下の表の通り、一定基準以上の工事の着手前には、公共工事では通知、民間工事では届出が義務付けられております。H28年度の公共事業の通知と民間事業の届け出から、公共事業の件数割合は34%であることが分かりました。

2ページの（4）をご覧ください。次に、環境事業公社から提示されたH29の処理実績報告を基に、クリーンプラザみやぎに最終処分を委託している業者のうち処分量の多い上位100社のデータから 廃棄物の由来について推計を試みたところ、クリーンプラザみやぎで受けている廃棄物全体の81%が建設工事由来を推計されました。推計の手順は2ページの中段に記載しておりますので、説明は省略させていただきます。以上の結果をまとめたのが（5）になります。建設リサイクル法の通知、届け出の件数から、公共工事の割合は34%と推計されましたが、一般的に民間工事は1件あたりの規模が小さく、公共工事は1件あたりの規模が大きいことを考慮すると実際の公共工事における建設工事由来の廃棄物の排出量はかなり大きいものと推測されます。一方、クリーンプラザみやぎへの処理実績上位100者のデータからは、クリーンプラザみやぎにおける最終処分量の約81%が建設工事由来と推計されました。これらの結果と、建設リサイクル法に基づいた推計値を合わせて考えますと、建設工事由来の廃棄物の多くを公共工事由来の廃棄物が占めているものと推測されました。これらの考察は山田委員、長岡委員から新処分場構想には採算性の検討や市場分析が必要なのではというご指摘について検討するにあたり、一つの材料となるものと考えております。

3ページをご覧ください。山田委員から、クリーンプラザみやぎでなければ受入れられない廃棄物はあるかのご質問への回答になります。結論から申し上げますとクリーンプラザみやぎでなければ受入れられない廃棄物はないとの結果になりました。関係事業者によると、混合廃棄物、塩ビ管、石膏ボード、断熱材、グラスウールは処理困難で埋立てが優先される。民間処分場と、公社では受入品目は同じ。事業者は料金を比較して安い方を選択している。中間処理業者には混合廃棄物を受け入れる業者と拒否する業者がいるが、受入れている業者であっても、中間処理できずに最終処分にまわす場合があるという調査結果が得られました。私からは以上です。

- 座長 はい。どうもありがとうございます。それではただいまの説明につきましてご意見、ご質問等お願いします。何かございませんでしょうか。
- 菅原委員代理 確認事項がございまして、前回の懇話会で業種別の年度ごとの推計値が示されたと思うんですけど、平成28年度では、その時の建設業から何パーセントとか製造業から

何パーセントとか出ていますが、そのときの推計方法と今回お示しになった2ページの円グラフですね、中間処理業者のうち建設業からいくらか、製造業からいくらかという手法は、全く同じと考えてよろしいでしょうか。

○事務局 ご回答差し上げますと、前回お示しした排出量とか処分量の推移というのは毎年度、実態推計というものを行っているもので、そちらと今回のグラフは直接、リンクしておらず、こちらはクリーンプラザみやぎの処理実績報告で、推計を加えない実際の処分の結果の数値として報告が上がったものから算出したものになります。

○菅原委員代理 分かりました。それで81%、建設業が関与しているというのは、前回の資料からすると大分多いと思いますけど、そういう解釈でよろしいですかね。県内の処分場全体としては年間を含めると建設業が半分ぐらいですかね、H28年度で。それに対して小鶴沢では80%まで建設業の処理をしていますという、そういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局 前回の会議でお示しした数値ですと、小鶴沢に限らず県内全体での処分量ということになります。今回は小鶴沢の処分場に特化したデータになっておりますので、そういった認識で正しいかと思えます。

○菅原委員代理 わかりました。ありがとうございます。

○座長 はい。他に何かございませんか。それではよろしければ、次の議事に進めさせていただきます。議事(2)でございますが、県内の最終処分場の残余年数と産業廃棄物排出量・最終処分量の将来推計について事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料2-1と資料2-2を用いて説明差し上げます。まず初めに、資料2-1で、最終処分場の分類の簡単な定義なんですが安定型処分場とは、有機物が付着しておらず、雨水等にさらされてもほとんど変化がなく、地下水などを汚染するおそれのないもの、廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類の、いわゆる安定5品目を埋め立てる処分場をいいます。一方、管理型処分場は、安定5品目以外も埋め立てることができますが、埋め立てた廃棄物を通った雨水などが地下水などを汚染する影響を与えないように、不透水性の地層である場合をのぞいて、処分場の底面や側面に遮水シートを敷くことや、浸出水の水処理設備の設置が義務付けられている処分場です。県内では管理型が4つ、安定型が4つありますので、それぞれの残余容量と残余年数についてご説明いたします。ただし、管理型のうち、日本製紙の処分場は、業許可を取得していますが事実上、自社廃棄物のみの処分場であることから一覧から除外しております。なお、ここで残余年数は、残余容量を直近の年間埋立量で除したもので、埋立終了時期は、当初の事業計画にもとづいて、表示立て札に記載された時期ですので、一部、整合がとれていないことがございますので、ご了承ください。

まず、管理型処分場です。①環境事業公社は、残余容量75万 $\text{m}^3$ 、残余年数が約5.1年、終了時期はH37年度となっております。②ジャパנקリーンは、残余容量約75万 $\text{m}^3$ 、残余年数約10.7年、終了時期は平成H44年4月、拡張予定あり。③仙台環境開発の残余容量は約55万 $\text{m}^3$ 、残余年数が約2.3年、終了時期がH33年11月、拡張予定あり。下にあって安定型処分場ですが、④大青工業は、残余容量は約15.5万 $\text{m}^3$ 、残余年数が約5.5年、終了時期がH32年、拡張計画あり。⑤宮城衛生環境公社は、残余容量が約11万 $\text{m}^3$ 、残余年数が約10.6年、終了時期は未定、拡張予定未定。⑥鹿野建設は、残余容量約1万

m<sup>3</sup>、残余年数は約1.5年、終了時期がH36年3月、拡張計画あり。⑦矢本クリーンセンターは、残余容量約1.8万m<sup>3</sup>、残余年数約8.3年、終了時期H37年3月、拡張予定ありということです。このように、公社を除いた6施設のうち5施設で拡張計画があるとのことでした。

次に資料2-2、産業廃棄物の排出量と最終処分量の将来推計です。まず、1、使用データです。推計に使用した各種データは、宮城県産業廃棄物実態推定調査報告書、内閣府の県民経済計算、国立人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口から引用しております。2、H37年度の排出量の推計です。将来予測の対象時期は、クリーンプラザみやぎの埋立終了時期であり、次期処分場の使用開始予定年度と想定しているH37年度としています。推計方法は、二通りの手法を用いて予測しました。まず一つめは、品目別の排出量トレンドを用いる方法で、県の実態調査報告書の各年度値を基に排出割合の高い汚泥、がれき類、家畜糞尿の三つだけで全体の9割を占めますが、それと、その他の排出量をトレンド推計しました。推計にあたっては回帰分析による推計をしております。これを行い、年度ごとに品目値を合算し総排出量を予測しました。ここでがれき類、その他の中には、廃プラ、ガラス陶磁器くずがありますが、排出量が、震災復旧分の影響を大きく受けていることから、推計にあたっては、震災の影響分を含む、含まないの幅で示すのが妥当と考えました。震災影響分を考慮したケース①として、震災後の増加傾向が続くと仮定した場合、次に震災分を考慮しないケース②として、震災分を含まず、震災前の傾向が続くと仮定した場合の2ケースで予測しております。二つめはGDPトレンドを用いる方法で、環境省が委託した三菱総合研究所の報告書を参考に、1人あたりのGDPの推移と排出量原単位の推移、これも回帰分析による推計を行い、排出量を予測しております。この場合も①として震災増加分を含むケースと、②として震災増加分を含まないケースで予測値に幅を持たせております。下の数が総排出量の推移をグラフで示したものです。次ページをご覧ください。各2ケースでのH37年度の推計排出量の範囲は846万トンから1280万トンでした。

3、H37年度最終処分量の推計です。排出量推計で分析した品目ごとの最終処分率をトレンド推計し、ただし、家畜糞尿は、全量が減容化、再生利用されるので、分析項目から外しています。各年度の品目別の最終処分量を算出して合算し、全体の最終処分量を予測しました。同様にGDPトレンドを用いた総排出量推計値に最終処分率の推計値をかけ、最終処分量を予測しております。最終処分量の推計においても、震災影響分を考慮する、しない、最終処分率に幅をもたせております。下図は最終処分量の推計をグラフで示したのになります。二通りの手法、各2ケースでのH37年度の推計処分量の範囲は、15万9千トン～25万2千トンでした。参考までに、最新のデータであるH28年度の県内の最終処分量は20万8千トンです。

4、次期処分場への搬入量推計です。H20～28年度までの県内最終処分量に対して、クリーンプラザみやぎへの搬入量の割合は、9カ年平均で45%でした。ただし、H25年度は災害廃棄物の処分量が実績に入っており、この値81.9%とイレギュラーですので、これを除けば平均値は40.4%になります。先ほど3で示した推計の最終処分量に40.4%をかけると、次期処分場へのH37年度の搬入量の範囲は、6万4千トン～10万2千

トンと予測されます。参考までに、クリーンプラザみやぎのH29年度の処分実績は約9万トンです。なお、将来推計を行う上で、行政等によるビッグプロジェクトの展開、災害発生予測、リサイクル政策の動向などの変動要因については、排出量及び処分量の予測に幅を持たせているので、全てこの範囲に収まるものと考え、個別分析は行っておりません。以上です。

○座長 はい。どうもありがとうございました。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等をお願いします。

○山田委員 質問ではなくて、資料2-1のAの管理型処分場の説明のところですけども、埋立のところに廃油とあるんですけども、廃油は一般的に埋立禁止で、確かこれはタールピッチに限ると、ただし書きがあったと思います。

○事務局 申し訳ありません。訂正しておきます。

○座長 他にご質問、ご意見等はございませんか。

○佐藤委員 事務局の方からいろいろと詳しいご説明を頂きましてありがとうございました。当懇話会の目的は、最終的には公的な立場の、公的な処分場を今後も継続するか、あるいは民間の方にそういったものを委ねるか、というような理解でよろしいですか。

○事務局 そういふご理解でよろしいかと思えます。

○佐藤委員 今、ご説明頂いたような資料を基に、今後判断していくということになるわけですが、ちょっと細かい話で恐縮であります。先ほど山田委員から廃油といったようなことについてお話がありました。実は、直接、塩竈市のことではないのですが、今、マスコミ等で報道されておりますとおり仙台港からの油流出事故がありまして、七ヶ浜町と塩竈市で連携を取れる部分があればということで、今情報交換をさせて頂いています。県環境生活部の方でも大変なご心配を頂いているということを改めて感謝を申し上げるところではありますが、漁民の方々の再生のための一番のネックが、今回は油流出で、例えば被害を被った生産物の海苔であります。それから漁具、棚といった物を今後どのように処分していくのかということで当惑をされています。例えば今、私が問題提起させて頂いたようなものは、処分する場合は廃油に類する形になるわけですかね。

○事務局 今、海苔の養殖棚の処理については、県の土木部あるいは農林水産部、総出で対応を考えています。今回の個別案件の油の付着した海苔についてはですね、第一義的には動植物性残渣ということで、一般廃棄物扱いになるかと思っています。あとこの処分場のことと関連付けた場合、やはりそのまま最終処分することもできないので、何らかの中間処理、焼却も含めてだと思えますが、そういった一手間を加えたいうえで、最終処分場で受けるということになるかと思っています。

○佐藤委員 ありがとうございます。申し上げたかったのは、やはり想定外の現象が地域内で当然起こり得るということとを今回、我々は改めて確認させられるような状況にあるわけですので、例えば、そういったものを本当に処分しなければならない時に、一つは法律に基づく処分というのが当然ではありますが、もう一つはそういったものを受け入れてくれる施

設が地域内にあるということが結果的に安心して産業活動、あるいは建設活動、様々な活動を展開できる基本になっていることを改めて感じましたので、是非、そういった視点も交えながら、今後検討させて頂きたいと思っています。

○事務局 そのご心配につきましては、次の必要性の議論のところで、関連の資料がございますので後ほど説明させていただきます。

○座長 どうもありがとうございます。廃棄物に関しては様々な観点から議論をして頂くことが大事だと思いますので、何でもご意見、ご質問等をお願いします。他に何かございませんでしょうか。

○山田委員 将来推計を頂いて、これをどう見るかだと思うんですね。先程の話のような、イレギュラーなことが起こった場合にどう見るか。大体、真ん中をみると20万t位ですけど、ここから何か起こった場合にどれ位増やしておけばいいかというようなことを考えていくことになります。

もう一つありまして、宮城県さんは、一般廃棄物の主に焼却残渣は、それぞれ市町村の処分場で将来的にも受け入れるということになっているのでしょうか。と言うのは、公共関与の処分場は、他県でみると、一般廃棄物の処分場がその市町村とかに設置できなくて、それを受け入れる役割も持たせている所もある。一廃、産廃の両方を受入れるところもある。その辺の見通しというのは、どうでしょうか。

○事務局 今ご質問があった焼却残渣については、基本的には市町村の焼却炉で焼いた残渣物については市町村の処分場で処理しているという現状でございます。ただ、クリーンプラザの場合は、災害時ですとか、一部地元のものを受けているという状況にあると思います。

○山田委員 将来的にも宮城県さんでは、市町村が自分で処分場を設けると今は考えていると。

○事務局 そうです。

○座長 他にご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

よろしければ、まだ議事がございますので、先に進めさせて頂いて、最後に何かございましたら、お願いします。次に、議事（3）公共関与による最終処分場整備の必要性について事務局から説明をお願いします。

○事務局 議事（3）公共関与による最終処分場整備の必要性についてご説明いたします。使用する資料は、資料3-1から資料3-5の5つの資料になります。公共関与処分場の必要性を皆様にご議論いただくために、初めに資料3-1で全国の公共関与処分場の設置状況をご説明したあと、資料3-2から資料3-4では県内市町村や排出事業者、処分業者などに対してアンケート、ヒアリングを実施しまして、その結果をまとめた資料となっています。これらの資料を踏まえ、事務局で、公共関与処分場の必要性と求められる機能の案をとりまとめたのが、資料3-5になりますので、順次ご説明いたします。

まず、資料3-1からご説明いたします。この資料は、全国の都道府県における公共関与の産業廃棄物最終処分場の設置状況を調査したものです。2枚目に各自治体を一覧にまとめております。なお、埋立が終了している処分場は、調査対象から除外しておりますので、各都道府県で現在稼働しているか、稼働予定のものをまとめております。2、調査結果ですが、47都道府県中28自治体、割合にして約60%で合計35箇所の処分場が稼働しているか

稼働予定になっております。運営主体は、財団法人が21、自治体直営が4で、秋田県、埼玉県、東京都、神奈川県です。株式会社・その他が3で、栃木県がPFI、大阪府が法律に基づく独自組織、沖縄県が株式会社でそれぞれ経営しており、全国で28の公共関与の処分場があります。その下の施設規模ですが、上の段が2枚目の一覧の面積を合計して平均をとったものです。下の欄の平均値は、大阪府、東京都は規模が違いすぎることから、これらを除いたものです。そうすると、敷地面積46ヘクタール、埋立面積15ヘクタール、埋立容量176万m<sup>3</sup>となります。その下の最終処分場の種類ですが、管理型処分場が34箇所、安定型処分場が10箇所という状況です。一番下、まとめですが、1、全国の公共関与の処分場は財団法人に管理運営を任せるケースがもっとも多く、受入可能な産業廃棄物の種類が多い管理型最終処分場が多い。2、東京都や大阪府の大都市圏には巨大な処分場が建設されているが、それ以外の地域にある処分場の規模は比較的小さい。3、中間処理施設を併設している処分場も存在するがその数は少なく、休止しているところもある。稼働中の中間処理施設は、28自治体のうち7であり、25%という状況です。

次に資料3-2をご覧ください。県内の市町村に対してアンケートを行いました。その概要については、クリーンプラザみやぎの残余容量が減少している中で、最終処分場整備における公共関与の今後の在り方を調査するため、全35市町村にアンケートを実施したものです。調査時期は昨年末12月14日～28日で、全市町村から回答を得ました。円グラフに示したとおり、問1、公共関与による最終処分場の必要性はどうか、問2として、公共関与処分場に期待する役割は何か、問3として、最終処分場の機能以外に公共関与による整備が必要と思われる付帯施設や機能は何かの3点について伺いました。その結果は5のまとめにあります。まず、問1では、35市町村のうち32市町村が公共関与の処分場が必要と回答しております。必要でないという回答はありませんでした。問1でどちらとも言えないという回答が3市町村ありましたので、その理由を列挙しております。建設用地が少なく民間と協力するしかない、判断する知見が不足している、国や県が民間の処分場の管理運営を指導して適正に運営してもらえればよい、という意見でございます。問2ですが、公共関与処分場に期待する役割としては、災害廃棄物処理や、処理困難物の受入が多かったです。問3ですが、整備が必要な付帯施設等では、様々な施設や機能について回答がありましたが、特に分別、破碎処理が多い回答となっております。以上が市町村アンケートの結果です。

続きまして資料3-3です。こちらは、実際に廃棄物を排出する多量排出事業者、これは年間1000トン以上の産廃を扱う事業者です。それから収集運搬業者、処分業者を対象にアンケート調査を行いました。その回答率については表のとおりです。1000通送りしましたが、宛先不明等が86件あり、実質は914件送付し、回答数は433で、全体の47.4%の回答率でした。その内訳につきましては、多量排出事業者が67%と最も多く、次いで処分業者が53%、収集運搬業者が33%でした。アンケート結果は、(1)現在の最終処分の搬出先、運搬先となっている最終処分場はどこですかという問では、県内の処分場がもっとも多く、搬入がないという回答もありました。グラフの右上に箱書きで凡例を付けております。各々、区分ごとに色分けしております。数字が設問ごとの回答数になります。複数回答の場合もありますので、設問によって数値が上下しています。

次の2ページ目で、(2) 現在、搬出、運搬している最終処分場を選んでいる理由は何ですかという問では、1番多かったのは、安心感ということです。次いで、利便性、処理料金となっています。この設問では、特に収集運搬事業者に積極的に回答をいただいたようです。あと、その他の記載覧では、ア、最終処分場の選定は、収集運搬業者や中間処理業者に任せていますというもの。これはおそらく排出事業者の意見です。イ、発注者からの施工条件明示書に処分先の指定がありますという回答がありました。また、次の設問(3)①クリーンプラザみやぎの埋立終了後も、代わりとなる公共関与の処分場が必要ですかでは、必要であるという意見が圧倒的に多く、全体の回答数の約68%が必要であるという回答でした。特に水色の棒グラフですが、処分業者の回答として、クリーンプラザと同じ最終処分業者も含んだ回答になりますが、ここの割合を見ても88件の回答のうち55件になるので、約63%の方が、同業からも必要であるという回答でした。どちらともいえないという回答もありましたが、特に赤い棒グラフの排出事業者からも63件ということで、全体の約36%の回答をもらいましたが、どちらかという排出事業者は、収集運搬業者、処分業者に預ければ行き先はお任せという状況があるためと考えております。

続きまして、3ページ目ですが、問(3)②、今の設問で処分場が必要であると回答した場合、その理由は何ですかというものです。一番多いのが不法投棄や不適正処理につながらない安心感、二番目は、災害時の廃棄物の受け入れ先として必要、次いで、処理料金が民間処分場よりも安いという理由となっております。その下、特記事項として、アですが、県内に少なくとも1箇所は公共関与の処分場が必要という意見、イとして民間処分場の新設は難しい、民間処分場だけでは不安という個別意見がありました。その下の、問(3)③、不要であると回答した場合の理由については、回答数が少なかったため、グラフにはしていませんが、回答は全体で11件あり、理由は、他に利用できる最終処分場があるが2件、最終処分場の整備における公共関与のメリットは感じないが6件ありました。

4ページに行きまして問(4)①、公共関与の処分場を新たに整備する場合、中間処理施設の併設は必要ですかという問いです。中間処理施設は必要だという意見も多くあり、全体の約73%が必要だという回答でした。区分についてはこのとおりで、水色の棒グラフの処分業者が82件のうち47件、割合として約57%と6割近い方々が必要という意見がありました。その下、問(4)②、中間処理施設が必要と回答した場合の施設の種別は何ですかという問いです。一番多いのが、がれき類・廃プラ等の破碎施設、次いで焼却施設、脱水施設となっております。特に、多量排出事業者と収集運搬事業者は破碎、選別施設の回答が多かった一方で、処分業者は焼却という回答が多かったです。その他として、災害時の一次貯留施設とか、廃プラ類のリサイクル施設という意見もありました。

5ページです。問(4)②では、中間処理施設が必要であると回答した場合の理由を聞いています。併設していると委託契約が容易というのが一番多く、次いで、運搬が容易と。あと県内に中間処理施設が不足しているという回答もありました。その他では、ア、3R推進のためにはリサイクル施設の整備が必要であるとか、イ、県内の焼却施設が不足しているという意見がありました。ウからオまでは、減量化、リサイクルの推進施設という意見でした。問(4)③で不要であると回答した場合の理由ですが、県内に中間処理施設は足りているの



ではないか、二番目が民間処分業を圧迫するという意見。あとは、公共関与のメリットを感じないという意見でした。その他として、公共で関与されると廃業に追い込まれるという意見もありました。以上が排出事業者、処理業者等のアンケートの結果になります。

資料3-4は、今申し上げた処理業者の中でも、クリーンプラザみやぎの事業と同じ最終処分業者にヒアリングを行ったものです。この事業者については、資料2-1でリストをお示しした県内の最終処分業者に対してヒアリングしたものです。これも日本製紙(株)は除いています。調査時期は昨年10月26日11月6日までとなっております。ヒアリングの結果概要についてご説明します。個別の事業者名は伏せさせていただきます、項目ごとに出された意見をそのままとめました。(1) 拡張計画の有無ですが、6事業者のうち5事業者が計画ありと回答しました。(2) が公共関与処分場の必要性です。これについても6事業者のうち5事業者が必要と回答し、1事業者がどちらとも言えないと回答しました。(3) 公共関与処分場との役割分担については、①災害廃棄物の受入対応を考慮すると、公共関与型処分場の整備は必要である、②災害廃棄物や民間が処分できない廃棄物を、公共関与型処分場で受入対応して欲しい、③現在の公社は解体廃棄物が主体となっているが、今後は民間が受入できない廃棄物への対応をお願いしたい、④民間は常に埋立容量を確保しておかないと経営が成り立たないので、公共と民間の共存関係が構築できるとよい、というものでした。

(4) 公共関与処分場を整備する場合の留意点では、①公共関与型処分場の整備にあたっては、民間を圧迫しないで共存できるようにして欲しい、②県南、県中、県北にそれぞれ1箇所ずつ、管理型処分場を整備して欲しい。現状では、仙台市付近に管理型処分場が集中しており、運搬費用が高くなってしまう、という意見がございました。(5) 埋立処分の課題として、①石膏ボードや太陽光パネルなどの受け入れ、③地域との協力関係、といった課題が挙がりました。(6) その他として、①公社の処分料金が価格設定の目安になっているので、公社がなくなると処分費用の高騰につながる恐れがあるという興味深い意見もありました。

最後に、資料3-5です。今、ご説明したアンケート調査、ヒアリング調査結果等を基に資料の左半分には公共関与処分場が必要となる理由をまとめております。右半分には公共関与処分場に求められる機能についてまとめております。とても大切なことなので、読み上げさせていただきます。まず左側ですが、必要となる理由については、4つの項目に整理しております。1点目、県内での産業廃棄物の適正処理推進と経済活動の発展としまして、現状では2025年頃には、県内の民間も含めた最終処分場の残余容量が減少し、不法投棄や不適正処理の増加が懸念される。このため、県内廃棄物の適正処理を推進するとともに、県内事業者の事業活動を下支えして経済発展を図るためには、県内に長期的に安定した公共関与の最終処分場が必要である。

2点目として、災害廃棄物の受け皿の確保。一度に膨大な震災ガレキが発生した東日本大震災では、市町村の一般廃棄物最終処分場では処理仕切れない事態となり、民間処分場の協力も得て何とか処理できた。しかし、一般的に民間処分場では、安定経営の観点から一時的に大量の廃棄物を受け入れることは避けたい傾向にある。このため、今後発生する災害対応等のために、市町村処分場や民間処分場のバックアップ機能となる公共関与処分場が必要である。

3点目として、民間による最終処分場整備が困難。現在、宮城県内には仙台市以外には管理型最終処分場が設置されていない状況であり、過去には住民理解が得られず、その立地計画が頓挫したケースもある。また全国的にも、ますます民間処分場の建設は困難となりつつ

あり、全都道府県の約6割で公共関与処分場が整備されている。県内での産業廃棄物の安定的、かつ地域バランスを考慮した最終処分場配置のためにも、引き続き県が責任を持って公共関与の最終処分場を整備する必要がある。

4点目として、公共関与処分場の整備を求める要望。先ほど説明しました市町村や排出事業者、処分業者等に対するアンケート調査やヒアリング調査結果からも「公共関与処分場の整備」を求める要望が多くありました。

次に、右半分、公共関与処分場に求められる機能で、1点目、産業廃棄物の最終処分。管理型最終処分場として産業廃棄物を処分する。特に、下記の受け入れが期待されている。

(1)として県内で発生する廃棄物の安定的な受け入れ。現状では、県内の民間処分場は、最終処分場が逼迫している関東圏からの受け入れ要望が多く、その搬入割合が高い。これは、前回の懇話会でご説明いたしました。今後も、こうした状況が続くものと考えられることから、県内事業者が排出する産業廃棄物を安定的に受け入れる。

(2)として、災害廃棄物の受け入れ。近年、多発している自然災害によって発生する災害廃棄物は、大規模災害になると、一般廃棄物最終処分場だけでは処理しきれなくなるため、災害廃棄物の受入先を確保する。

今、申し上げたこうした最終処分場本来の機能を果たしつつ、以下の機能も期待されているということで、2、中間処理機能（焼却、破碎、選別、脱水など）。ただし、先ほどご説明したとおり、「足りている」、「足りていない」の両意見があり、民業圧迫とならないよう慎重に検討していく必要があると考えております。

3点目として、情報発信機能。施設を一般開放し、廃棄物処理に関する環境学習やリサイクル普及に活用できる場を提供する。

4点目として、人材養成機能。産業廃棄物の中間処理や最終処分を適正に管理・運営できる人材を育成し、県内の廃棄物の適正処理に貢献する。

5点目として、最終処分技術に関する調査研究機能。国の研究機関等と連携し、最終処分場の維持管理技術等の研究の場として活用していく。

事務局案としては、前半にご説明したご意見を踏まえ、以上のようにまとめたところです。説明は以上です。

○座長 ただいまの説明につきまして、どなたからでも結構でございますので、ご意見、質問等をお願いします。

○山田委員 資料3-1ですけれども、全国の公共関与の処分場を調べて頂いたのですが、ここでは最後の資料にありましたように、必要性みたいなことを議論しておりますので、それぞれの公共関与処分場の成り立ちをもう少し深掘りしても良いのかなと思いました。私は、関東近辺しか知らないのですが、例えば埼玉県環境整備センターは、これは一般廃棄物の受入が課題で、埼玉県内での処分場整備が難しくなったのでそれを受け入れるということで作った施設ですし、千葉の富津の処分場は、これは製鉄所等が沢山ある所なので、その高炉スラグを受入れることが主な役割でありますし、そういったそれぞれ、それがなんで作られたのかという経緯があるので、そういったことを少し調べて頂くと、必要性などを考える基になる情報になると思います。

○座長 今のご意見については、引き続き調べて頂ければと思います。他に何かご意見、ご質問などはございませんでしょうか。

○青沼委員 資料3-4で拡張計画の有無ということで、6事業者のうち5事業者が有るという

ことなのですからけれども、これは近い将来に拡張するということなのか、それとも埋立終了年度において継続して事業を続けるということなのか、どちらでしょうか。

- 事務局 基本的には事業継続のために、満杯になったら、継続するために、更に拡張するということになろうかと思えます。
- 座長 他に何かご質問等はございませんでしょうか。
- 山田委員 確認なんですけども、資料3-3でアンケートを取られていますけども、その処分業者と書いておられる所は、ほとんどが中間処理業者ですよ。
- 事務局 はい。最終処分場業者は別にヒアリングを行ったとおりの件数ですので、大半は中間処理業者ということになります。
- 山田委員 これの見方として、中間処理業者は最終処分場業者に対しては、排出者であるので、そちら側の意見で言っているということで気を付けてご覧頂きたいと思えます。
- 座長 他に何かご意見等はございますか。本日は、この資料の中で、資料3-5の「公共関与による最終処分場の必要性と求められる機能について」で、事務局案を出させて頂いております。最終処分場の在り方について様々なアンケート調査、ヒアリング等を踏まえて案を作っていたのですが、この案を受けまして、公共関与による最終処分場整備の必要性と求められる機能について各委員の皆様からのご意見をお願いしたいと思えます。よろしければ、順番にご意見を頂戴したいと思えます。
- 青沼委員 先程ご説明いただいた中で、色々な理由で今現在の業者さんもやはり県内施設が欲しいということなので、やはり災害時の一時的に急増する処分ですとか、かかる費用とか、そういった面での安定性とかを考えても、やはり公的な施設は必要なんだろうと思えます。先程、質問させて頂いた今後の拡張計画の所がちょっと気になっていて、例えば平成44年9月まで埋立の余裕がある企業さんも将来的には予定があるということではあるんですけども、やっぱり民間ですので現時点での経営判断だと思いますので、そういう意味では、やはり将来的なところは確定しているわけではございませんので、今後設備を造る時にはそういう面も注意の必要があるかなと考えます。以上です。
- 岩沼委員 このような業者さん達が公共の処理場が必要だと言っておられるので、私としては安心で安全な処理場を造って頂ければなというふうに思えます。以上でございます。
- 佐藤委員 先程、生活環境部の方からご説明頂きました市町村アンケート調査結果の間1で、公共関与による最終処分場の必要性という中で、32の自治体が是非造って頂きたいということでありましたので、この方向については私も是非こういった形でお願いを申し上げたいというのが1点目でございます。

これから先の議論というのはなかなか難しいですが、今、我々市町村については公共施設総合管理計画っていうのを作らなければならないということになっています。30年後に、造った施設が適正に維持管理ができるかどうかということが、我々一つの判断指標になっていまして、人口減少の中で公共施設の割合を具体的には建物等が多いわけではありますが、そういったものをそれぞれの市町村が適正に管理するということを前提にということで今、公共施設総合管理計画を策定し、最終的には個別計画ということになっていくものと思っておりますが、こういったものも対象になるんですか。後でも結構です。出来上がった先の話

今心配していると言うよりは、まずはこの報告書で機能について、多くあったということであり、我々も大賛成であります。よろしくお願いします。

○座長 今、質問があったので、調べて頂きたいと思います。大変重要な質問であり、特に30年というお話がちょっと出ましたが、最終処分場を運営して、そして埋立を終了してからも管理型は継続して管理していかなければいけない、非常に長い間、適正に管理することが求められますので、佐藤委員のお話の趣旨も踏まえて検討も進めて頂ければと思います。

○山田委員 二つあります。一つは処分業者さんのヒアリングの調査結果でありますけども、価格を安定させるという能力が大きいと思うんですね。それは高くなる方もあるし、低くなる方もある。例えば、資料3-5の必要となる理由の1番最初に書いてあるのは、残余容量が減少すると、県内の処分場の価格が高くなって、高くなるとそれを払いたくない人が不法行為を行うようになるということですね。逆に、処分容量が余り過ぎて、もし価格が低くなると、今度は業者さんが維持管理に必要なお金がとれなくなって、不適正な処分になってしまう。その二つの方向性があるので、価格をうまく調整してあげるということが一つ必要なんじゃないかと思います。

それからもう一点は中間処理機能を付けるかどうかということですが、私もいくつか意見はありますけども、民業圧迫にならないかということ、もしこれを考えるのであれば、今の県内の中間処理業者のキャパシティを調べてからやるべきであるし、もう一つは、例えば埼玉県の整備センターさんとかがやっていますけれども処分場の用地の中にそういった業者さんを誘致するという方法もあると思います。そこをうまく民間の方とのバランスを考えて、検討すべき事項かと考えています。

○鈴木委員 アンケート及びヒアリング調査においてですね、我々の業界のみならず、排出事業所そしてまた、自治体等も多くの方々がこういった公共関与処分場の必要性を望んでおるということを考えますと、やはりこの方向性で是非とも進んで頂ければなということを望んでおることを申し上げたいと思います。以上です。

○菅原委員代理 資料3-5にありますように、公共関与処分場の必要性、それから求められる機能は全くこのとおりだと思っておりますので、今後とも公共関与の処分場整備というものをしっかりと進め頂きたいなと思っております。

○村上委員 アンケートの結果も含めて、皆さんがお話したとおりだと思います。

基本的には、民間事業者の責任の下で処分場を設置し、廃棄物を処理していくべきだと思いますが、やはり健全な産業経済の発展や災害時の廃棄物の処理等も含めたトータルな生活環境の保全を図っていく観点からも、公共関与による最終処分場の設置は必要であると思います。

我々の県南地域においても、「公共関与の施設ということで、どうにか反対派の皆さんの理解が得られた」ということがありました。現実問題として、民間事業者による施設整備に対しては、住民理解が難しく、なかなか整備が進まない状況があります。

それから、公共関与の最終処分場は、東日本大震災の時もそうでしたが、大量の災害廃棄物等市町村ではなかなか処理が困難な場合に、最後の受け皿としての役割を担うという面もあると考えていまして、「クリーンプラザみやぎ」はとても重要であったと思います。

また、公共関与で処分場を整備する場合、行政として住民の方々の理解が不可欠でありますので、様々な場面で説明などが必要になってくる訳ですが、産業廃棄物とは言え「そもそもがゴミの処理」であり、そのような理解を得るための活動が、大きな意味で不法投棄の防止などにも効果があるのではないかと思います。

現状においては、他県でも条例や要綱などで受け入れ制限をしていますので、他県での受け入れはなかなか難しいと思います。ですから宮城県は県独自にしっかりと整備していく必要があると思います。

県内事業者の安定した経済活動の下支えをしていくためにも、引き続き管理型の産業廃棄物最終処分場は、是非必要だと思っていますので、前向きに推進して頂ければと思います。以上です。

○座長 どうもありがとうございました。各委員の皆様方から様々な観点からご意見を頂きまして、大変貴重なご提言だと思います。

資料3-5に示されている事務局案については概ね支持して頂ける意見だと思います。さらに様々な重要な部分のご指摘がありましたので、引続きそれを考慮しながら、議論を進めていく必要があると思います。

本日ご用意されている議題については以上であります。委員の皆様方から何か全体をとおしてご意見等はございますか。

(意見等なし)

○座長 それでは本日の議事は以上をもって終了させていただきます。どうもありがとうございました。

#### 4 その他

○事務局 本日午後に視察を希望されています委員におかれましては、この後時間調整をさせて頂きます。また、本日ご都合がつかない委員におかれましては、別途調整するので適宜事務局まで連絡下さい。

次回懇話会開催は5月中旬から下旬頃を予定しています。後日、日程の確認についてご連絡を差し上げますので3月中には開催日を決定したいのでご協力をお願いします。

#### 5 閉会

○事務局 以上で第2回今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。